

令和4年第2回野洲市議会定例会議案

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 議第54号 | 令和4年度野洲市一般会計補正予算（第4号） |
| 議第55号 | 令和4年度野洲市一般会計補正予算（第5号） |
| 議第56号 | 令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号） |
| 議第57号 | 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議第58号 | 野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例 |
| 議第59号 | 財産の取得について（消防ポンプ自動車） |

令和4年第2回野洲市議会定例会提出案件 (No.2)

1 補正予算 3件

□議第54号 令和4年度野洲市一般会計補正予算(第4号)

①予算額

- ・補正前予算額 24,692,264千円
- ・補正額 464千円
- ・補正後予算額 24,692,728千円

②補正の概要

【歳入】

- ・繰越金の増額(464千円)

【歳出】

- ・野洲市ハラスメント対策委員会設置に係る委員報酬等(464千円)の増額

□議第55号 令和4年度野洲市一般会計補正予算(第5号)

①予算額

- ・補正前予算額 24,692,728千円
- ・補正額 4,654千円
- ・補正後予算額 24,697,382千円

②補正の概要

【歳入】

- ・繰越金の増額(4,654千円)

【歳出】

- ・野洲市民病院整備事業顧問設置に伴う報酬を計上(108千円)
- ・野洲市民病院整備基本計画修正業務委託料に係る病院事業会計出資金の計上(4,000千円)

□議第56号 令和4年度野洲市病院事業会計補正予算(第1号)

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔支出〕

- ・現計予算額 3,100,000千円
- ・補正予算額 0千円
- ・補正後予算額 3,100,000千円

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 782,533千円
- ・補正予算額 4,000千円
- ・補正後予算額 786,533千円

〔支出〕

- ・現計予算額 938,066千円
- ・補正予算額 4,000千円
- ・補正後予算額 942,066千円

②補正の概要

【収益的支出】

病院事業管理者の設置に伴う人件費の増額及び会計年度任用職員給与費の減額

- ・医師給の増額（6,300千円）
- ・医師手当の増額（7,778千円）
- ・賞与引当金繰入額の増額（873千円）
- ・会計年度任用職員給の減額（△17,403千円）
- ・会計年度任用職員手当の減額（△870千円）
- ・法定福利費の増額（1,416千円）
- ・退職給付費の増額（1,890千円）
- ・厚生福利費の増額（16千円）

【資本的収入】

- ・一般会計出資金の増額（4,000千円）

【資本的支出】

- ・野洲市民病院整備基本計画修正業務委託料の計上（4,000千円）

2 条例制定・改廃 2件

□議第 57 号 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和4年4月28日付けの住民監査請求に係る市監査委員による監査結果において、野洲市病院事業の設置等に関する条例における解釈に違いを生じさせないようにする必要性が示されたこと、及び病院事業管理者を設置することに伴い、野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行う。

- ・第1条第2項⇒病院の施設の名称を「野洲市民病院」から「市立野洲病院」に、位置を「野洲市小篠原 2203 番地 1」（駅前Aブロック）から「野洲市小篠原 1094 番地」に改める。
- ・第3条第2項⇒診療科目について「内科 小児科 外科 整形外科 婦人科 泌尿器科 眼科 リハビリテーション科 人工透析内科」を「内科 糖尿病・内分泌科 呼吸器科 消化器科 循環器科 小児科 外科 整形外科 脳神経内科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 こう門科

産婦人科 眼科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科」に改める。

- ・第4条第1項⇒「病院事業管理者を置かない」ものとするから「病院事業管理者を置く」に改める。
- ・第4条第2項⇒管理者の権限に属する事務を処理させるための組織として、市立野洲病院を置く。
- ・第7条⇒「診療報酬の算定方法」の次に「(平成20年厚生労働省告示第59号)」を加える。
- ・付則第2項、第3項及び第4項⇒病院事業の設置等に関する経過措置を削る。
- 本一部改正条例付則第2項における野洲市情報公開条例の一部改正
- ・第2条第1号⇒市長の実施機関として「病院事業」を削り、「固定資産評価審査委員会」の次に「病院事業管理者」を加える。
- 本一部改正条例付則第3項における野洲市個人情報保護条例の一部改正
- ・第2条第5号⇒市長の実施機関として「病院事業」を削り、「固定資産評価審査委員会」の次に「病院事業管理者」を加える。
- 本一部改正条例付則第4項における野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例の一部改正
- ・第1条⇒「野洲市小篠原 2203 番地 1 における野洲市民病院」と規定していたものを、「野洲市病院事業の設置等に関する条例に定める病院事業を行う施設」に改める。
- ・第6条⇒「野洲市民病院」を「病院事業を行う施設」に改める。
- 本一部改正条例付則第5項における野洲市看護学生修学資金貸付条例の一部改正
- ・第2条⇒病院事業の管理者の権限を行う市長と定めていたものを病院事業の管理者に改める。
- 本一部改正条例付則第6項における野洲市公文書の管理に関する条例の一部改正
- ・第2条⇒市長の実施機関として「病院事業」を削り、「固定資産評価審査委員会」の次に「病院事業管理者」を加える。

施行日 令和4年7月1日

□議第 58 号 野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例

野洲市病院事業において、より専門的観点から経営及び事業管理を図るため、令和4年7月1日から病院事業管理者を設置することに伴い、地方自治法第204条第3項の規定に基づき、新規に条例を制定し、病院事業管理者の給与及び旅費に関し必要な事項を定める。

- ・第2条（給与の種類）⇒給料、通勤手当、期末手当及び退職手当（第1項）
⇒特殊勤務手当（第2項）
- ・第3条（給料の額）⇒月額700,000円を超えない範囲内で市長が定める額とする。
- ・第4条（通勤手当、期末手当）⇒一般職の職員の例による。

ただし、期末手当の支給率は、一般職の職員が「100分の120」であるところを「100分の162.5」とし、期末手当の基礎額は、給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。

- ・第5条（退職手当）⇒滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の規定による額とする。
- ・第6条（旅費）⇒野洲市職員等の旅費に関する条例に定める市長等の相当額により算定した額とする。

施行日 令和4年7月1日

3 その他 1件

□議第59号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

次の財産を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

- (1) 財産の種類 消防ポンプ自動車
- (2) 取得数量 消防ポンプ自動車（付属品を含む） 1台
- (3) 取得金額 27,194,300円
- (4) 契約の相手方 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3
株式会社 モリタ 関西支店
支店長 土居 典生
- (5) 取得の理由 市消防団三上分団で使用している消防ポンプ自動車は、購入後約20年が経過し、老朽化しており、また、交換部品の入手も困難な状況であることから、消防ポンプ自動車を更新するため購入するもの。